(三) 指導訓練を行う場所を確保するとともに、必要な機械器具類を有していること。

(四) 基準該当放課後等デイサービス事業所の利用定員は、十人以上とすること。

(五) 基準該当放課後等デイサービス（通所給付費等単位数表第3の1の注1に規定する基準該当放課後等デイサービスをいう。）の提供に当たって、指定通所基準第七十条（第一項を除く。）、第七十一条において準用する第十二条から第二十二条まで、第二十五条第二項、第二十六条から第三十条まで、第三十二条、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条から第四十一条まで、第四十三条から第四十五条まで、第四十七条から第五十条まで、第五十一条第一項及び第五十二条から第五十四条までに規定する運営に関する基準と同等な内容を満たし、運営の向上に努めること。

(2) 次の(一)及び(二)に掲げる基準を満たしている指定生活介護事業所が、地域において放課後等デイサービスが提供されていないこと等により放課後等デイサービスを受けることが困難な障害児に対して指定生活介護を提供すること。

(一) 当該指定生活介護事業所の従業者の員数が、指定生活介護の利用者の数及び指定生活介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。

(二) 障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けること。

(3) 次の(一)から(三)までに掲げる基準を満たしている指定通所介護事業所が、地域において放課後等デイサービスが提供されていないこと等により放課後等デイサービスを受けることが困難な障害児に対して指定通所介護を提供すること。

(一) 当該指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と指定通所介護を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

(二) 当該指定通所介護事業所の従業者の員数が、指定通所介護の利用者の数及び指定通所介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

(三) 障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けること。

九　通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注3及び注4の厚生労働大臣が定める施設基準

通所給付費等単位数表第3の1のロを算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

指定放課後等デイサービスの単位ごとに置くべき職員及びその員数が次のイからニまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ　看護師　一以上

ロ　児童指導員又は保育士　一以上

ハ　機能訓練担当職員　一以上

ニ　児童発達支援管理責任者　一以上

十　通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注7及び第3の2の注の厚生労働大臣が定める施設基準

第八号ロ(1)に掲げる基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業所（同ロ(2)又は(3)に該当する基準該当放課後等デイサービス事業所を除く。）であること。

十一　通所給付費等単位数表第3の7の注の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからハまでに掲げる基準に適合すること。

イ　理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置していること。ただし、加算の対象となる障害児が重症心身障害児である場合にあっては、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士を除く。

ロ　心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するものであること。

ハ　心理指導を行うための部屋及び必要な設備を有すること。

十二　通所給付費等単位数表第3の10の注の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからハまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ　指定通所基準第七十一条において準用する指定通所基準第六十三条に規定する運営規程に定められている営業時間が八時間以上であること。

ロ　八時間以上の営業時間の前後の時間において、放課後等デイサービスを行うこと。

ハ　指定通所基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を一以上配置していること。

十三　児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）別表障害児入所給付費単位数表（以下「入所給付費単位数表」という。）第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注5の厚生労働大臣が定める施設基準

イ　入所給付費単位数表第1の1の注5の重度障害児支援加算を算定すべき主として知的障害児（主として知的障害のある児童をいう。以下同じ。）又は自閉症児（主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童をいう。以下同じ。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号。以下「指定入所基準」という。）第二条第一号に規定する指定福祉型障害児入所施設をいう。以下同じ。）の施設基準

次の(1)から(7)までに掲げる基準のいずれにも適合すること又は(8)に適合すること。

(1) 入所給付費単位数表第1の1の注5のイ又はロの規定に該当する障害児（以下この号において「重度障害児」という。）が入所する建物（以下「重度障害児入所棟」という。）であって、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号。以下「設備運営基準」という。）第四十八条第一号、第二号及び第七号から第九号までに定めるもののほか、指導室、遊戯室、食堂（配膳室を含む。以下同じ。）、シャワー設備、汚物処理設備、洗面所及び直接障害児の保護指導にあたる職員の職務に要する部室並びに当該重度障害児入所棟に併設する重度障害児専用の屋外の遊び場を設けること。ただし、食堂、調理室、浴室、医務室及び静養室については、当該重度障害児入所棟と同一の敷地内にある他の建設の設備を使用することができる場合には設けないことができるものとすること。

(2) 加算の対象となる障害児の居室は、一階に設けることとするほか、次の(一)及び(二)に掲げる基準に適合すること。

(一) 一室の定員は、四人以下とし、障害児一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、四・九平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は四人を標準とし、障害児一人当たりの床面積は、収納設備等を除き三・三平方メートル以上とすること。

(二) 必要に応じ、一人用居室及び二人用居室を設けることとし、一人用居室の一室の床面積は六・六平方メートル以上、二人用居室の一室の床面積は九・九平方メートル以上とすること。

(3) 便所の数は、男子五人につき大便所及び小便所各一以上、女子五人につき一以上とすること。

(4) 重度障害児入所棟の定員は、おおむね二十人以上とすること。

(5) 重度障害児入所棟は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物でなければならないこと。

(6) 重度障害児入所棟は、原則として重度障害児以外の障害児が入所する建物と別棟とすること。この場合において、これらの建物を廊下で結ぶ等適切な施設の運営管理のための配慮をすること。